

# 菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和元年8月9日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

## 令和元年度第5回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和元年8月9日（金）午後3時00分から午後4時09分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

### 1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (5) 議案第5号 農地中間管理機構事業（農地集積計画）に係る意見決定について
- (6) 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届（市街化区域）について
- (7) 報告第2号 農地改良届について

### 2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 川端 哲男	2番 河北安之助	3番 磯部 一輝
4番 堀川 眞助	5番 本田 和寛	6番 内藤 文紀
7番 宮村 澄孝	8番 可村 岸雄	9番 坂本 里美

(2) 欠席委員（0人）

### 3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

1番 鍋島 敬一	2番 坂本 哲也	3番 上田 幹雄
4番 新川 栄二	5番 大竹 計理	6番 欠 席
7番 紫藤 淳	8番 古庄 隆光	9番 渡邊 幸伸

(2) 欠席委員（1人）

6番 山下 芳廣

### 4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 西山 昌憲

農地集積専門員 高山 勇

令和元年度第4回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名の出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

会長 本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしくをお願いします。

議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。

議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。議事録署名人に8番 可村農業委員 9番 坂本農業委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局職員の西山さんを指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

申請地及び面積等は、議案書のとおりです。

申請理由については、所有権移転の売買であります。

この議案につきましては、現地調査を8月7日（水）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP1～P4をご覧ください。農機具の確認は済んでおります。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するかどうか、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取、地元の農業委員であります堀川農業委員と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人は会社員であり本業の合間となりますが、現に農業に従事されており、また、定年退職が間近となっているため、退職後は農業を主たるものとするとともに、経営規模の拡大に意欲があるため、前倒しで所有権移転の売買を行うものです。取得後も今までどおり水稻等を主に作付するとのことです。

次に権利取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人の経営規模につきましては、13,236㎡であり、下限面積を満たしております。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も同様な使用をされることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

なお、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

4番農業委員 第1号議案の番号1について、4番農業委員が説明します。  
譲受人は、仕事の傍ら農業に従事されており、主に水稻等の作付けをされています。現在は会社員であります。退職後、これまで以上に農業に従事するための農地の取得であり、特段問題ないと思われ。よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
ありませんか？

8番農業委員 何年耕作するように説明しているか。

事務局 3年3作を行っていただくよう説明しています。

議長 現況写真を見るに、耕作するだけでも大変な土地である。

7番推進委員 今回の申請地で300万/10aの売買価格は高すぎるのではないかと。

議長 当該申請地の西側では、200万/10aの取引事例もあった。

7番推進委員 この申請地は、農振白地か。

事務局 当該申請地は、農振農用地です。

1番農業委員 耕作する意欲を確認するために、何か条件を付してはどうか。

議長 今回の売買に当たって、耕作意欲を確認するために、現況の管理不足状態を解消し、耕作できる状態にしてもらいたい。また、毎年度の農地パトロールでも確認するなど、経過観察を行いたい。

事務局 許可を下す前に、現況の管理不足状態を解消してもらい、耕作できる状態になったことを確認した上で、許可書を発行することとします。また例年の農地パトロールの確認地として、コースに入れたいと思います。

議長

他にありませんか？  
無いようですので、採決を行います。

第1号議案の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

賛成多数です。

よって議案第1号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農地法第4条は、権利移動の伴わない自己転用でございます。  
議案書2ページ、番号1について説明します。

申請者及び転用面積は、議案書のとおりです。  
転用目的は、農機具倉庫です。

この議案につきましては、現地調査を8月7日（水）に実施しています。  
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP5～P7をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

#### 1 農地転用許可基準に基づく検討状況

##### 1) 立地基準について

農地区分は農用地区域内にある土地で、用途区分が農業用施設用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。  
一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりがある農振農用地であり、原則転用不可であります。転用の目的が農業用施設で、農業の振興に資する施設の用に供するためのものであり、不許可の例外と判断しております。

なお、当該地は農振農用地であったため、農振法の軽微な変更により、農用地区域の用途区分を農地から農業用施設用地に変更しているものです。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

1 番農業委員 第2号議案の番号1について、1番農業委員が説明します。  
本申請地は、10ha以上の広がりのある農振農用地ですが、軽微な変更により、用途区分を農業用施設用地に変更するとともに、転用目的が農業用施設であり、北側・西側は自作地内、東側は道路、南側は宅地であるため、農機具保管庫の建設に伴い、他に日照等の影響を与えることはないものと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
何かありませんか？  
無いようですので、採決を行います。

第2号議案の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員賛成)  
全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。  
議案書の3ページ、番号1について説明いたします。

申請地及び転用面積等は、議案書のとおりです。  
転用目的は、資材置場です。  
権利は、所有権移転による売買です。

この議案につきましては、先程と同じく、現地調査を8月7日（水）に実施

しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP8～P10をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

#### 1 農地転用許可基準に基づく検討状況

##### 1) 立地基準について

農地区分は 第2種農地と判断しました。

(10ha未満の小集団の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は10ha未満の小集団の農地である第2種農地あり、原則許可することができませんが、代替性の検討をすることにより、他の用地では事業の目的を達することはできないと認められるときは、例外的に許可することができるものです。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

2番農業委員

第3号議案の番号1について、2番農業委員が説明します。

本申請地は、10ha未満の小規模の農地であり、北側は約2mの段差があり、南側は道路、東側・西側は近隣畜産業の施設用地となっており、資材置場にすることにより、他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議お願いします。

議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

1番農業委員

今までずっと資材置場だったのか。

事務局 現状農地ではなく、以前から現況のような使用をしていたとのことでした。いわゆる違反転用状態です。

議長 違反転用状態であっても、県からの許可がおりる見込みはあるのか。

事務局 このような場合は、どのような経緯があったのかを始末書などに記載し、説明する必要があります。事情が認められれば、許可された事例もあります。

議長 他に何かありませんか？  
無いようですので、採決を行います。

第3号議案の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員賛成)  
全員賛成です。

よって議案第3号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。  
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。  
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。  
菊陽町長より令和元年8月2日付けで農地利用集積計画についての意見決定を求められています。  
それでは、議案書のP4をご覧ください。

今日は、  
1の利用権設定が13件の32筆で合計面積71,818.00㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。  
以上で説明をおわります。

議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

第4号議案の1の利用権設定については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第5号「中間管理機構事業（農地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

菊陽町長より令和元年8月2日付けで、農地中間管理機構事業の農地利用集積計画について意見決定を求められています。議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は2件の6筆で合計面積7,850㎡です。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

第5号議案の農地中間管理機構事業の農地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第1号について、議案書の8ページをお願いします。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は6件

で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。  
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか？

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第2号については、農地改良届であります。  
申請人及び申請地は議案書のとおりです。

番号1の改良目的は、農地を一体的に使用するためのものであり、盛土及び切土で、高さを約1m上げるように計画されています。

番号2の改良目的は、盛土です。東側県道の高さ位まで約1mの盛土を計画されています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP11～P14をご覧ください。

農地改良後は、番号1は牧草、番号2は人参等を作付けされる予定です。  
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか？

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

(午後4時09分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和元年8月10日

会 長

議事録署名人

議事録署名人